

## 【印刷物調達の最低制限価格設定基準の改定について（お知らせ）】

三重県が発注する印刷物の調達において、下記2に該当する場合は最低制限価格を導入しているところですが、令和元年9月1日から公告する案件から設定基準（率）を改定しましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1 設定基準（率）の改定

**（改定後）10分の7.5**

（改定前）10分7

#### 2 最低制限価格を設定する対象

本庁の所属（知事部局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局及び警察本部）において、一般競争入札又は三重県電子調達システム（物件等）を利用した公募型電子競争見積で調達する設計価格（税込）が50万円以上のものを対象とします。

#### 3 最低制限価格設定の明示

三重県電子調達システム（物件等）で登録する案件名称、調達説明書及び仕様書に記載する案件名の末尾に「【最低制限価格設定】」の表示を行い、最低制限価格の設定対象であることを明示します。

#### 4 改定年月日

令和元年9月1日（令和元年9月1日から公告する案件に適用します。）